

遺言がないと、相続人たちは自らの手で被相続人の財産と債務を一から調べ上げなければならぬ。この作業は困難を極めるが、乗り越えないと遺産分割協議に進めない。前出の灰谷さんが指摘する。

6 全財産の把握 地道に探し当てていくしかない 金融機関のカレンダーなどにヒントが

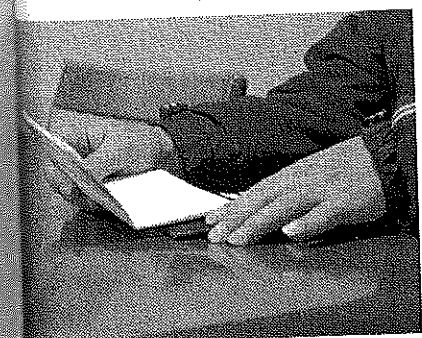
遺言がないと、相続人たちは自らの手で被相続人の財産と債務を一から調べ上げなければならぬ。この作業は困難を極めるが、乗り越えないと遺産分割協議に進めない。前出の灰谷さんが指摘する。

「奥さんが全財産をもれなく把握しているというケースはまずありません。いちばんまずいのは、被相続人が一人暮らしだったときです。遠くに住んでいる子どもや親族が財産の額を調べるのは、本当に大変です」

「誰がまず思いつくのは、家の中で通帳などを探すといいことですが、最近はやりのネットバンクには通帳がありません。貸金庫に預けてある可能性だってある。家に残された金融機関のカレンダーなどもヒント

調べればいいのだろう。日本ではすべての金融機関の預貯金を、一気に調べる術はないのだ。不動産は、預貯金以上に面倒だ。把握できても、価値を決めるためには評価額を算出しなければならないからだ。評価額をめぐって相続人同士が争いになることも多い。争族を避けるためには、被相続人が生前に、それぞれの相続人と与える不動産の評価額まで示しておく必要がある。不動産コンサルタントの

売中 定価650円(税込)



通帳が見つければラッキーだが……

倉橋隆行さんは、こんなケースを経験したという。

ある地主が、長男に自宅を継がせる代わりに、次男には、自宅近くの150坪の土地を渡そうとした。それを次男に告げると、「こんな土地いらさないよ。裏が墓じゃないか。これを売って、マンションでも買ってほしい」と言われたそうだ。

「子どもの考え方と親の考え方は往々にして異なります。親が生きているうちにすり合わせをしておきましょう」（倉橋さん）

「うちは預貯金も不動産もないから関係ない」という相続人にも危険は潜む。万が一、借金があれば、3カ月以内に全財産を把握し、相続放棄の手続きをしなければ、負債を背負わされて

しまう。

さらに、相続税を払わなければいけない場合、申告期限までに遺産分割の話がまとまらないと、相続人は相続財産から税金を払えず、自分の預貯金を充てたり、借金したりしないといけないことになってしまう。そうした事態を避けるためにも、遺言書や財産目録はしっかりと準備しておこう。

税制も、二次相続でもめやすいうようにできている。

たとえば父が死亡し、母が相続財産を取得した際、「配偶者の税額軽減の特例」を利用すると、「配偶者の法定相続分に対応する財産」または「1億6千万円」のいずれか多い額までは、相続税がゼロになる。

前出の長谷川さんが語る。「父の死亡によって発生する相続税だけを見ると、母に多く財産を取得させたほうが、納税額が少なくなりますが、次に母が亡くなった場合は相続人は子どもだけになり、一次相続で母が取得した多額の財産に対して相続税がかかる。

二次相続ではもう配偶者の特例を使えませんから、納税額が高くなります」

このため、一次相続と二次相続の間に、何らかの相続税対策を講じておく必要があるという。

「もしくは一次相続の時点から、二次をふまえた相続税対策をします。配偶者に財産を多く取得させたほうがいいのか、子や孫に多く取得させ、二次相続の相続税を軽減したほうがいいのか、といった検討が必要ですよ」（長谷川さん）
もめないために、そして相続税を多く取られないためにも、二次相続についても考えておきたい。